

天塩町民間賃貸教職員住宅建設助成事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、天塩町内の教職員のため町内に民間賃貸教職員住宅を建設する事業者に対して助成措置を講ずることにより、優良な民間賃貸教職員住宅の建設を促進し、教職員の福利厚生と住環境の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において民間賃貸教職員住宅（以下「住宅」という。）とは、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 1棟当たり2戸以上の共同住宅又は長屋の賃貸住宅
- (2) 住戸形式が1LDK（面積40㎡以上）又は2LDK（面積55㎡以上）のもの。
- (3) 各戸に玄関、便所、浴室、上下水道及び物置が設置されているもの。
- (4) 敷地内に住宅1戸当たり1台以上の専用駐車場及び物置（3.3㎡以上）1戸が確保されているもの。
- (5) 1戸当たりの住宅の家賃月額を建設費から補助金の額を控除した額の0.18/100以内とする。
- (6) 建築基準法（昭和25年法律第201号）その他関係法令（以下「建築基準法等」という。）の基準に適合しているもの。
- (7) 次に掲げる建築物でないもの。

ア 組立式仮設住宅

イ 公共事業により補償を受けて新築するもの

2 この要綱において「新築」とは、建築物の存しない土地の部分に当該建築物を造り、建物の表示登記を完了したものをいう。

3 この要綱において「認定申請」とは、補助金の交付申請を行うために必要な認定を受けるための申請行為をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 町税及び町に納付すべき公共料金を滞納していない者。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でない者。
- (3) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第4条に規定する暴力主義的破壊活動を行う団体等に所属していない者。

(補助金等)

第4条 補助金の額は、1戸当たり建設費の1/2以内で上限500万円とし、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、算出した額に1万円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。

2 町長は、当該年度において補助の対象とする住宅の戸数等を公表し、別に定めて認定者を募集する。

3 前項の公表及び募集は、広報紙及び町ホームページで行う。

(事業の認定申請等)

第5条 事業の認定を受けようとする者は、あらかじめ天塩町民間賃貸教職員住宅建設助成（以下、「建設助成」という。）事業認定申請書（別記第1号様式）に次の関係書類を添えて町長に申請しなければならない。

- (1) 建物の位置図
- (2) 建物の配置図
- (3) 建物の平面図、立面図
- (4) 建物の設備仕様書
- (5) 延べ床面積求積図
- (6) 建物の工事見積書
- (7) 申請者の直近の決算書類、定款及び履歴事項全部証明書
- (8) その他町長が認める書類

2 町長は、前項の規定に基づく認定申請書を審査し適当と認めたときは、申請者に対して建設助成事業認定書（別記第2号様式）を交付する。

(事業の変更認定等)

第6条 前条の規定による事業の認定を受けた者（以下「認定者」という。）は、当該認定に係る内容を変更しようとするときは、あらかじめ建設助成事業変更認定申請書（別記第3号様式）を提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく変更申請書を審査し適当と認めたときは、申請者に対して建設助成事業変更認定書（別記第4号様式）を交付する。

(補助金の交付等)

第7条 認定者は、建設助成事業認定書受理後、建設助成事業補助金交付申請書（別記第5号様式）により、町長に補助金の交付申請を行わなければならない。

2 町長は、前項の規定に基づく建設助成事業補助金交付申請書を審査し適当と認めたときは、認定者に対して、建設助成事業補助金交付決定通知書（別記第6号様式）を交付する。

(補助金の変更交付等)

第8条 認定者は、前条第1項の規定に基づく交付申請後変更が生じた場合は、速やかに建設助成事業補助金変更交付申請書（別記第7号様式）により、町長に補助金の変更交付申請を行わなければならない

2 町長は、前項の規定に基づく建設助成事業補助金変更交付申請書を審査し適当と認めたときは、認定者に対して、建設助成事業補助金変更交付決定通知書（別記第8号様式）を交付する。

(工事の着手及び完成届)

第9条 認定者は、住宅の工事に着手したときは、建設助成事業工事着手届（別記第9号様式）を、その工事が完成したときは建設助成事業工事完成届（別記第10号様式）を、それぞれ5日以内に町長に提出しなければならない。

(検定)

第10条 町長は、建設助成事業工事完成届の提出があったときは、10日以内に町長が指名した職

員（以下「検定者」という。）をもって住宅の検定を行わなければならない。検定者は検定後、建設助成事業検定調書（別記第11号様式）を作成し、町長に提出する。

（補助金の支払い）

第11条 補助金は、認定者の請求により交付するものとし、必要と認められる場合には補助金額の1/2を限度に概算払をすることができる。

2 認定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、建設助成事業補助金精算（概算）払請求書（別記第12号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の実績報告）

第12条 認定者は、第10条の規定による検定合格後、その日から起算して30日以内に建設助成事業補助金実績報告書（別記第13号様式）に次の関係書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1）建物完成図
- （2）建築基準法第7条第5項の規定による検査済証の写し
- （3）工事完成写真
- （4）その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定等）

第13条 町長は、前条の報告を受けたときは、その内容を審査しその報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、認定者に対して、建設助成事業補助金の額の確定通知書（別記第14号様式）により通知するものとする。

（補助金の取消し等）

第14条 町長は、認定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1）補助金を他の用途に使用したとき。
- （2）補助金の交付を受けることについて不正な行為があったとき。
- （3）補助金の交付を受ける権利を譲渡若しくは貸与し、又は担保に供したとき。
この場合において、相続等による権利の移動については、この限りでない。
- （4）補助金の交付の決定内容及びこの要綱の規定並びに建築基準法等に違反したとき。
- （5）前4号に掲げるもののほか、町長が相当と認める事由があったとき。

（補助金の返還）

第15条 町長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、返還を命ずることができる。

2 前項の規定により、補助金の返還の通知を受けた者は、受理した日から90日以内に補助金を返還しなければならない。

（違約加算金及び違約延滞金）

第16条 前条の規定により、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約加算金を

町に納付しなければならない。

- 2 認定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95%の割合で計算した違約延滞金を町に納付しなければならない。
- 3 町長は、前2項の場合においてやむを得ない事情があると認めるときは、違約加算金又は違約延滞金の全部又は一部を免除することができる。

（帳簿及び書類の備付け）

第17条 補助金の交付を受けた認定者は、当該補助事業に関する帳簿及び書類を備え、これらを整理しておかなければならない。

（努力義務）

第18条 認定者は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適な賃貸住宅を整備するよう、「北方型住宅建設基準」（（独）北海道立総合研究所）、「北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針」（北海道）、「北海道子育て支援住宅推進方針」（北海道）、「子育てに配慮した住宅のガイドブック」（東京都）等を参考に賃貸住宅を整備するよう努めるものとする。

（住宅の管理）

第19条 認定者は、補助金の交付を受けた日から25年間（以下「管理期間」という。）は、住宅の用途を変更し、又は取り壊してはならない。

- 2 認定者は、管理期間中にやむをえず住宅を第三者へ承継するときは、引き続き住宅を管理することを定めた契約を締結した場合に限り、住宅を売買、交換その他の取引に供することができる。この場合において、新たに住宅を引き継いだ者（以下「引継者」という。）は、この要綱により定められた事項について順守しなければならない責を負うものとし、建設助成事業承継届（別記15号様式）を速やかに町長に提出しなければならない。
- 3 前2項の規定に関わらず、認定者（引継者を含む。以下同じ）は、災害その他の理由により住宅として引き続き管理することが困難であると町長が認めたときは、管理期間中であっても住宅の用途を変更し、又は取り壊すことができる。

（報告等）

第20条 町長は、管理期間中であっては、認定者に対し住宅の状況について報告を求め又は必要な助言若しくは指導を行うことができる。

（委任）

第21条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。